

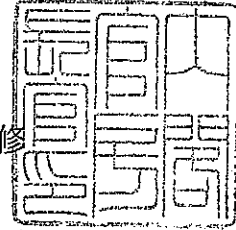
別添



府 総 第 7 1 号  
平成 2 4 年 2 月 2 4 日

文 部 科 学 大 臣  
平 野 博 文 殿

内 閣 官 房 長 官  
藤 村 修



東日本大震災一周年追悼式の当日における弔意表明について（依命通知）

標記について、別紙のとおり閣議了解されましたので、貴省部内及び関係者への周知方、よろしくお取り計らい願います。

また、貴省部内及び関係者に対して、本追悼式中の一定時刻（午後2時46分）に黙とうを捧げるよう周知方、併せて、よろしくお取り計らい願います。

なお、貴大臣におかれましては、教育委員会を始めとした関係機関等への周知等に御協力をお願いいたします。

おって、弔意表明に際しては、下記事項に御配慮願います。

#### 記

弔旗掲揚については、「大喪中ノ國旗掲揚方ノ件」（大正元年7月30日閣令第1号）に準拠し、竿球は黒布をもって覆い、旗竿の上部に黒布を付することとするが、弔旗として半旗掲揚の慣行のあるところでは、それに従ってもよいこと。

参 考

大喪中ノ國旗掲揚方ノ件

閣 大 正 元 年 七 月 三 十 日  
令 第 七 一 号

大喪中ノ國旗ヲ掲揚スルトキハ竿球ハ黒布ヲ以テ之ヲ  
蔽ヒ且旗竿ノ上部ニ黒布ヲ附スヘシ其ノ圖式左ノ如シ

